

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年10月1日（平成30年（独情）諮問第55号及び同第59号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（独情）答申第56号及び同第58号）

事件名：特定教員に係る支出予算差引簿等（特定年度分）の一部開示決定に関する件
特定教員に係る支出予算差引簿等（特定期間分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書9（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月27日付け30新大総第14号及び同年6月26日付け30新大総第51号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、原処分を取り消し、個人番号及びクレジットカード関係情報を除く全部を公開決定することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分は、個人番号及びクレジットカード関係情報を除いて、その他の部分については、特定個人の研究に関するものであるとし、これらが、法5条4号ホに該当し、不開示としている。

しかしながら、まず、原処分において研究に関するものとされたもののうち、相当部分は教育に関するものである可能性が高い。大学の教育職員は、研究及び教育の双方の業務をこなすのであり、この間、特定個人は、教育に関して一切の支出をしなかったということなのだろうか。おそらくは、相当額の支出をしたのだろう。そうであるにもかかわらず、全てを研究に関するものと断定した点において、重大な事実誤認が存在する。

次に、研究用務に関するものだからといって、直ちにその全てが法5条4号ホに該当するわけではない。

法5条4号は、「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を要件としている。

原処分における支出が、何なのか審査請求人は知る由はないが、仮に、消耗品購入、一般的な教育資料等の購入などであれば、研究の遂行が「不当に」阻害するということにはありえないだろう。

また、機微に関わる内容であったとしても、仮にその研究成果が既に公開されているとすれば、もはやそれを秘密にする必要はないのであり、やはり「不当に」阻害するということにはならない。

結局、原処分は、個々の支出の内容等について、個々に検討を施すことなく、研究という1点をもって、全てを不開示とした杜撰なものであり、違法である。

最後に、仮に法5条4号ホに該当するとしても、新潟大学に多額の公費が投入されているという事実に鑑みれば、その経費の執行状況は広く国民に明らかにすべきであり、この公開は大きな利益がある。従って、法7条により、裁量的に開示されるべきことも、念のため、付言しておきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書（平成30年（独情）諮問第55号）

（1）審査請求に係る開示決定等

以下のとおり、不開示とした上で、部分開示決定を行った。

ア 支出予算差引簿（平成29年度 基幹的経費）

個人に関する情報（特定個人の個人番号）は、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。また、調査研究活動に係る支出関係情報は、同条4号ホの調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため、不開示とした。

イ 領収書（平成29年度 基幹的経費）

個人に関する情報（特定個人のクレジットカード関係情報）は法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

ウ 研究に関する文書

当該ページの全体に研究情報が記載されているものについては、法5条4号ホの調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため、不開示とした。

（2）審査請求の趣旨及び理由

上記第2と同旨のため省略。

(3) 審査請求の理由に対する諮問庁の意見

大学においては、教育と研究は密接不可分である。大学教員は自分の専門分野について新しい研究成果に基づき、学生に対し従来より進んだ水準で教え、また、技術を研究に必要な方法として教えている。教育的な支出内容を開示することは、すなわち、当該教員の研究についても明らかにしてしまうおそれがある。

また、研究情報については、当該研究者以外の第三者が優劣を付けることはできないものである。どのような内容であれ、研究中の個人の研究情報が公にされると、研究の独創性、着眼点など研究者がどのような研究を行い、何を開発しようとしているかについて、同様の研究に従事している者には一目瞭然であり、研究者の知的財産権等の侵害及び今後の研究活動の停滞に繋がり、研究を中止に至らしめるおそれがある。

なお、当該内容を公にし、研究活動の阻害を行ってまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

以上のことから、原処分は、維持すべきであると判断する。

2 理由説明書（平成30年（独情）諮問第59号）

(1) 審査請求に係る開示決定等

以下のとおり、不開示とした上で、部分開示決定を行った。

ア 支出予算差引簿（平成24年度ないし平成28年度分）

上記1（1）アと同旨のため省略。

イ 研究に関する文書

上記1（1）ウと同旨のため省略。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

上記第2と同旨のため省略。

(3) 審査請求の理由に対する諮問庁の意見

上記1（3）と同旨のため省略。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月1日 諮問の受理（平成30年（独情）諮問第55号及び同第59号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月22日 審議（同上）
- ④ 同年12月10日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 平成31年1月21日 平成30年（独情）諮問第55号及び同第59号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件開示請求は、「特定個人が支出を管理する研究経費，教育経費等の支出記録，及びこれらに関連する領収書等」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり，処分庁は，別紙に掲げる文書1ないし文書9（本件対象文書）を特定し，その一部を法5条1号及び4号ホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，不開示部分のうち個人番号及びクレジットカード関係情報を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）については，法5条4号ホに該当しない等として，原処分を取り消し，全部を開示することを求めているが，諮問庁は，原処分は維持すべきであるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお，当審査会において，文書2に係る本件開示実施文書を確認したところ，審査請求人が開示を求めているクレジットカード関係情報以外に，注文番号，ホームページアドレス及び請求先住所がマスキング処理をされて不開示とされていることが認められる。しかしながら，原処分に係る開示決定通知書の別紙の「不開示部分及び不開示とする理由」欄には，当該部分が不開示部分に含まれていることを前提とした記載が見当たらないことから，原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく，したがって，当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 支出予算差引簿（文書1及び文書4ないし文書8）について

ア 文書1及び文書4ないし文書8は，新潟大学教育職員である特定個人が支出を管理する予算の平成24年度ないし平成29年度における支出予算差引簿であり，「日付，No，（予算差引No），〈伝票種別〉及び最終処理No」，「所管／執行所管，相手先，品名，規格，件名，備考，財源，目的／執行目的，形態別科目／執行形態別科目，勘定科目，振替伝票No及び税区分」，「確定区分，進捗状況及び予算額」，「支出予定日，支出額及び内消費税」並びに「予算額及び執行率」の各欄に支出内容が一行ごとに表形式に記載されており，本件不開示部分は，当該表中の不開示部分であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，当該不開示部分の不開示理由について改めて確認させたところ，諮問庁は，原処分の決定に際し，特定個人に確認したところ，当該不開示部分に記載された予算及び支出内容は，当該特定個人の調査研究に関するものである旨の回答があり，研究者以外の第三者が研究に支障が生じないとの判断はできないことから，当該特定個人の申出のとおり不開示とした旨説明する。

ウ しかしながら、当該不開示部分に記載されている予算及び支出内容からすると、これを公にした場合に当該特定個人の調査研究に支障が生じるとは考え難く、諮問庁からもどのような理由で調査研究に支障が生じるのかについて具体的な説明は得られなかったので、当該不開示部分を公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認め難い。

エ そうすると、文書1及び文書4ないし文書8の不開示部分は、法5条4号ホに該当するとは認められず、開示すべきである。

(2) 研究に関する文書（文書3及び文書9）について

ア 当審査会において、文書3及び文書9を見分したところ、研究に関する文書として、その全てが不開示とされていると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書3及び文書9の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、文書3及び文書9については、上記(1)イと同様に特定個人から調査研究に関する文書である旨の回答があり、当該文書の全体に研究情報が記載されていることから、その全てを不開示とした旨説明する。

ウ しかしながら、文書3及び文書9の全体に研究情報が記載されているとは認められず、また、研究情報ともとれる記載についても、これを公にした場合に当該特定個人の調査研究に支障が生じるとは考え難く、諮問庁からもどのような理由で調査研究に支障が生じるのかについて具体的な説明は得られなかったので、文書3及び文書9を公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認め難い。

エ そうすると、文書3及び文書9は、法5条4号ホに該当するとは認められず、開示すべきである。

3 付言

本件開示請求は、関連する領収書等の開示も求めるものであるが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件に係る支出について、文書2を除き関連する領収書が特定されておらず、特に、平成30年（独情）諮問第59号に関しては領収書が一件も特定されていないことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、立替払いによる支出の場合、購入時の決済方法に応じたレシートやその内訳の分かる書類、クレジットカードの利用明細等を提出することとされており、本件支出に関連する文書のうち、領収書と記載のないクレジットカードの利用明細等については、領収書に該当しないと考えられることから、本件開示請求の対象文書としては特定しておらず、また、改めて確認したところ、平成30年（独情）諮問第59号で本来特定すべき領収書も特定されていないとのことである。

しかしながら、立替払いの際に提出することとされているクレジットカードの利用明細等は、領収書を代替する文書であることから、本件請求文書に該当すると認められ、原処分における文書の特定は、審査請求人（開示請求者）が開示を求めている文書の範囲を狭義に解釈し、また、適切に本件対象文書の探索を行わずに行った不適切なものといわざるを得ない。

本件はこの点につき、審査請求書において主張されていないことから、当審査会の判断の対象としていないが、このような処分庁の対応は不適法というほかなく、処分庁は、領収書及びクレジットカード明細等について、改めて適切に開示決定等をすべきである。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号ホに該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

1 平成30年（独情）諮問第55号

文書1 支出予算差引簿（平成29年度 基幹的経費）

文書2 領収書（平成29年度 基幹的経費）

文書3 研究に関する文書

2 平成30年（独情）諮問第59号

文書4 支出予算差引簿（平成24年度）

文書5 支出予算差引簿（平成25年度）

文書6 支出予算差引簿（平成26年度）

文書7 支出予算差引簿（平成27年度）

文書8 支出予算差引簿（平成28年度）

文書9 研究に関する文書